

紀美野町第2回臨時会会議録

令和6年2月5日（月曜日）

○議事日程（第1号）

令和6年2月5日（月）午前9時30分開議

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期決定の件 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | 議案第 2号 | 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第 3号 | 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 4号 | 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 5号 | 調停の申立てについて |
| 第 8 | 議案第 6号 | 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第10号）について |
| 第 9 | | 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会) |
-

○会議に付した事件

日程第1から第9まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1番	徳田 拓 嗣
2番	中 原 和 也
3番	桐 山 尚 己
4番	藤 井 基 彰
5番	上 柏 皖 亮
6番	埴 谷 高 夫
7番	七良浴 光

8番 北道勝彦
9番 向井中洋二
10番 伊都堅仁
11番 美濃良和
12番 美野勝男

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康
副町長	細峪康則
消防長	家本宏
総務課長	坂詳吾
住民課長	東浦功三
保健福祉課長	森谷善彦
建設課長	米田和弘
代表監査委員	菊本邦夫

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長 井戸向朋紀
事務局書記 西本貴哉

開 会

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第2回紀美野町議会臨時会を開会します。

（午前9時30分）

○議長（美野勝男） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美野勝男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番、中原和也議員、3番、桐山尚己議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（美野勝男） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から、調査結果を報告願います。

伊都堅仁委員長。

（議会運営委員長 伊都堅仁 登壇）

○議会運営委員長（伊都堅仁） 2月2日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

会期は、本日1日限りとし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 伊都堅仁 降壇）

○議長（美野勝男） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま報告のとおり、本日1日限りとしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（美野勝男） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際町長から、臨時会招集の挨拶の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長 (小川裕康) 皆さんおはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第2回紀美野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、公私何かと御多忙の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

初めに、元日に発生した能登半島地震から約1か月余りが経過いたしました。いまだに被害の全容が明らかになっていない状況でもあります。

現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされ、不自由な生活を送られています。一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

当町からも、緊急消防援助隊和歌山県大隊として、消防職員9名を交代で現地に派遣し、また、1月18日から1月22日までは、被災建築物応急危険度判定士として町職員2名を珠洲市に派遣しました。また、今現在も、2月7日まで7日間の日程で、水道水の給水業務に水道課職員2名を派遣しているところであります。今後も支援を続けてまいりたいと考えております。

さて、去る1月14日には、美野議長をはじめ、議員の皆様にご臨席を賜り、令和6年の消防訓練初め式をコロナ前の形で挙行することができました。ありがとうございます。

また、1月26日には毛原下集会所、1月28日には東野集会所のそれぞれ新築工事の竣工式を挙行することができました。今後は地区住民の皆様のコミュニティの場として、大いに活用されることと期待いたしております。

さて、本日の臨時会に上程いたします案件は、議案第2号から議案第6号までの5件でございます。

紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例など、条例の一部を改正する案件が3件、町道前畑線に係る調停の申立てに関する案件、令和5年度紀美野町一般会計補正予算(第10号)に係る案件の5件であります。

一般会計補正予算（第10号）の主なものとしては、物価高騰による影響が特に大きい世帯に対する支援として、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付する住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業に要する経費などを計上させていただいております。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

（町長 小川裕康 降壇）

○議長（美野勝男） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第2号 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第4、議案第2号、紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を求めます。

坂総務課長。

（総務課長 坂 詳吾 登壇）

○総務課長（坂 詳吾） おはようございます。それでは、議案書の1ページを開きください。

議案第2号、紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町地区集会所条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月5日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。東野集会所及び毛原下集会所の新築に伴い、紀美野町地区集会所条例の改正を行うものでございます。

次の2ページから5ページを御覧ください。

紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町地区集会所条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

東野集会所及び、毛原下集会所の新築に伴い、東野集会所の位置を紀美野町東野45番地2から、紀美野町東野31番地1に、毛原下集会所の位置を紀美野町毛原下95番地1から紀美野町毛原下253番地2にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長(美野勝男) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について。

○議長(美野勝男) 日程第5、議案第3号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長(東浦功三) それでは、議案書の6ページを御覧ください。

議案第3号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町手数料条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月5日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び動物の愛護及び管理に関

する法律の改正等に伴い、紀美野町手数料条例の改正を行うものでございます。

次の7ページを御覧ください。

紀美野町手数料条例の一部を改正する条例。

本改正条例は、二条建てとなっております。第1条は、住民課所管業務における改正。第2条は、保健福祉課所管業務における改正でございますので、私からは、7ページの第1条の説明をさせていただきます。

第1条、紀美野町手数料条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

附則第4項の各種証明書のいわゆるコンビニ交付の手数料の減額について、減額期限を令和6年3月31日としていたものを期間を延長し、当分の間とするものでございます。

また、8ページ上段の同附則において、戸籍法及び政令に準じた書きぶり字句を改正するものでございます。

続いて、同ページ中段からは、別表の改正でございます。

第15項は、戸籍謄本について、戸籍法等の改正により、今まで本籍地のみに限定されていた戸籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村窓口における広域交付が可能となったことによるものでございます。

同ページ下段から9ページにかけては、新たに17項として手数料を新設するものです。

戸籍法の改正により、他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍電子証明書の提供を可能にするための識別符号の発行に伴うもので、1件につき、手数料額を400円とするものです。

なお、マイナポータルを利用する場合及び戸籍証明書と同時に取得する場合は無料となります。

9ページ下段から10ページにかけて、現行第17項は、1項繰り下がるとともに、除籍謄本について、戸籍法等の改正により、広域交付が可能となったことによるものです。

現行第18項は、1項繰り下がるとともに、戸籍法の引用条項を明確化するための字句の追加です。

同ページ下段から11ページにかけては、第20項として、手数料を新設するもので

す。

戸籍法等の改正により、戸籍電子証明書提供用識別符号と同様に、除籍謄本等に代わる除籍電子証明書の提供を可能にするための識別符号の発行に伴うもので、1件につき、手数料額を700円とするものです。

なお、マイナポータルを利用する場合及び除籍証明書と同時に取得する場合は無料となります。

同ページ下段から12ページにかけて、現行第19項は、2項繰り下がるとともに、戸籍法等の改正により、届書等の書類をスキャンし、電子化された届書等情報内容証明書の交付が可能になったことによるものです。

現行第20項も2項繰り下がるとともに、届書等情報の内容の閲覧が可能になったことによるものでございます。

以降、17ページにかけて、現行第21項から第45項については、それぞれ2項ずつ繰り下がるものでございます。

ただいま、私が説明いたしました住民課所管業務の第1条の改正については、令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上、議案第3号のうち第1条の改正の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） 議案書の18ページをお願いします。

保健福祉課からは、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例の第2条の説明をさせていただきます。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、令和4年6月1日より、犬猫等の販売業者であるブリーダーやペットショップが取得した犬または猫は、マイクロチップの装備、及び指定登録機関への情報登録が義務となりました。これに伴い、指定登録機関に登録された犬の場合、指定登録機関から市町村へ登録データが電送されることとなり、狂犬病予防法に基づく犬の登録の申請とみなし、また、マイクロチップの装着が鑑札の代わりとみなす運用が可能となりました。これを受け、別表第25項中狂犬病予防法に基づく犬の登録の次に、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第2項の

規定が適用される場合を除くを加え、狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料は、マイクロチップを装着していない犬を対象とし、マイクロチップ装着の犬については、登録手数料を徴収しないこととするものです。

次に、第26項中犬の鑑札の再交付の次に、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定により交付された犬の鑑札を除くを加えるものです。これは、マイクロチップを装着した犬が疾患等により、マイクロチップを取り外した場合は、犬の鑑札の再交付手数料ではなく、新たに犬の登録が必要であるとするものです。

附則です。この第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ですが、議案第3号第2条の説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第3号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第6、議案第4号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長（家本 宏） それでは、議案書の 19 ページをお開きください。

議案第 4 号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防手数料条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 5 日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、紀美野町消防手数料条例の一部を改正するものである。

議案書の 20 ページから 28 ページにかけて順次御覧いただきたいと思います。

紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防手数料条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

それでは、今回の改正の概要を御説明させていただきます。

消防法第 11 条の規定に基づき、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料について、直近の人件費単価及び消費者物価指数の変動に加えて、審査 1 件当たりの審査時間の増加を手数料の積算に反映させたものでございます。

また、高圧ガス保安法に係る LP ガス運搬車については、一般消費者用として使用する場合は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で、ガス充填設備としての許可が必要です。

一方、工業用で使用する場合は、高圧ガス保安法により、移動式製造設備としての許可が必要で、両方の用途で使用する場合は、両方の許可を個別に受ける必要があることから、国のほうで検討し、事業者の経済的な負担軽減を図るため、新たな項目を設け手数料を低減するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしていますが、施行の際、現になされている申請に係る手数料については、なお、従前の例によるという経過措置にございます。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

（消防長 家本 宏 降壇）

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) おはようございます。専門的なので非常に分かりづらいとか、勉強不足と言われたらそれまでなんですが、具体的にこのような浮き屋根なんていうのはうちの町内にはないと思うんですけども、こういうふうなところで、具体的にうちの町内にあるところでの関係するというのはどうであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長(家本 宏) ただいまの美濃良和議員の御質疑にお答えさせていただきます。

当町においては、今回の改正に該当するような施設というのはございません。

以上答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) 要するに、石油ですか、とそれからガス、両方ともないということですね。

○議長(美野勝男) 家本消防長。

○消防長(家本 宏) おっしゃるとおりでございます。

○議長(美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第4号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号 調停の申立てについて

○議長(美野勝男) 日程第7、議案第5号、調停の申立てについて議題とします。
説明を求めます。

米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長(米田和弘) それでは、議案書の29ページ、併せて議案説明資料の1ページからの位置図等をお願いいたします。

議案第5号、調停の申立てについて。

下記のとおり調停の申立てを岸和田簡易裁判所に行いたいのので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月5日提出 紀美野町長 小川裕康

1、相手方は議案書に記載のとおりであります。

2、申立ての趣旨は、町道前畑線の末尾物件目録記載の道路拡幅部分について、原状回復を求められているものでございます。

3、申立ての理由としまして、相手方から町に対し、末尾物件目録記載の道路拡幅部分の寄附手続を問題として、その原状回復を請求されているものですが、町としては、直ちにこれに応じられないためでございます。

4、方針としましては、(1) 調停の申立ての代理人として弁護士に依頼する。

(2) この調停において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することを可能とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長(美野勝男) これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 1件お聞きしときたいんですけれども、この件につきましては、旧美里町の時代からのものであります。ここのところで見ましたら、平成19年10月19日に寄附の申出を受けると、こうなってますよね。それでその下に、また崩落等のことがあるから危険の改善もしたと、そういうことになっておりますけれども、このときに、美里町の時代のことをここで質疑してもちょっとおかしいですけれども、こういうふうな、手続としてはどうなっているのか、今現在もこういうふうな形でなっているのか、ここの段階で、手続が寄附はされて、寄附の申出があつて、寄附を受けたらこんな問題は起こってこなかったというふうに思われますけれども、その辺についてはどうなんですか。今、現在もこういうふうな状況、このような寄附とか、そのことに対する手続上の問題は起こってる可能性があるわけですから、その辺のところについて、お聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

（建設課長 米田和弘 登壇）

○建設課長（米田和弘） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

寄附の手続ですけれども、現在では、しっかりちゃんと登記して、所有権移転を町のほうにしてございます。ただ、当時の状況というのがちょっとよく分からない部分ありますけれども、管理して、その土地を管理しておる方から、寄附申出を受けて、その寄附の意思というのはしっかりと尊重されるものであるかと思ひます。そういった形で、その管理されてる方が、その土地を取得しておれば、恐らく問題にはなつてこなかったところが、違ふ相続人の一人が、土地を取得したために、こういうふうな状況になつてきたと、町のほうでは認識してございます。

以上でございます。

（建設課長 米田和弘 降壇）

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、現在のやり方、そういうふうな手続の問題も含めてでございますけれども、こういうふうな、今回も寄附の申出があつたけれども、それに対する対応ができていなかったということなんでしょうけれど、ちょっと今の説明よく分からなかったんですが、今でもこういうふうなところは、そういうマニュアルというのはどうなつてるわけですか。そこのところは、合併する前の話、当然かなり前の話です

けれども。その辺のところについて、もう一度説明お願いしたいと思います。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 再度、御質疑がありましたので、お答えさせていただきます。

土地の取得につきましては、寄附申出があった時点で、現在では町のほうへ登記する
手続で進めてございます。

当時の状況というのがちょっとよく分からない部分はありますけれども、その当時管理
していた方が、自分に登記するよということで、一応書類のほう出していただいて、
町はその意思というのを尊重したというような形になりますけれども、ところが、違う
相続人の方にこの土地が登記されてしまったということから、当該問題が生じてきたと
いうことになってございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 要するに、初めは、大浴一續という方から、町のほうへ寄
附しますよっていう、そういうお話があったのではないんですか。この19年10月1
5日に大浴一續さんのこどもの大浴昇さんのほうから寄附の申出があったと、こういう
ことですよ。これが、時間がたったんで、その一續さんから違う兄弟の方に、土地の
権利が移ってしまったということですけど、この段階やったら、一續さん、昇さんのと
ころで、町との間でそういうふうな円満に話が進んでたと、こういうことだったんです
よね、その手続のところに問題があったというふうに、この経緯から見たら思うんです
が、そういうものではないんですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時04分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時07分）

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

当時、その手続の中で、当該相続人の一人が取得することになっておりましたけれども、その相続人の一人の方にその登記されることがなく、手続的には、登記されずに残っておった、登記されずにそのままであったというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 驚き以外の何物でもない。ひどい話ですよ。

まず、今の経緯説明ですけども、権利のない人から寄附を受けたんでしょ。権利ないじゃないですか、この人は。昇さんというのは、何人兄弟か知りませんが、4人だったら4分の1ですよ、お母さんがいらっしゃったら8分の1。そういう持分しかない、持分の一部の寄附を申し出たと、こういうことですよ。権利関係からいったら。なぜ、それを町が受けるんです。確約があったって、そんなん話にならないうしよ。分割協議できてないんやから。この人持ち主じゃない人が、全部を譲りますと行って、こちらに申し込んできた。それだけの話ですよ。そんなん寄附の申込みがあつて、工事しましたって、そら通らないうしよそんなん。そして、条例見ますと、これ議会の提出議案ですよ、そして。例えば、この人に権利があつたとしたら、寄附の申出があつた。しかし、負担付寄附ですよ。負担付寄附だったら、議会の議決要るでしょうが。議会で議決してるんですか。それ聞きます。議会で議決してるのか。そして、文書は、永久保存の文書ですよこれ。条例見ましたらね。これに関する町の公有財産になるわけですから、どういう文書が保存されてるんです。

それから、公有財産ですから、台帳の整備がなされてなかつたらおかしいですよ。台帳の整備はどうしてるんです、工事した後。できないですよ、登記も変えてないんやから。全ての点でおかしいでしょうが。町の手続がなつてない。こういう問題ですよ。何でこんな経緯の説明になるんです。平成19年10月15日、この経緯の説明は全くおかしいでしょうが。こんなもん調停で通りませんよ。調停員からこれ何ですかと言われてますよ、こんなん。何してたんですかと言われてますよ。こんなんで弁護士さんどないやって調停するの。私みたいな素人でも分かりますよ。こんなん弁護士さんに頼んで。これ駄目ですって、調停にならないうしよがこんなん。ましてや調停の内容が、4番、方針、弁護士依頼しないとまずいよね、当たり前の話です。適当と認める条件で、相手

方と和解する。これは何ですか、議会が白紙委任せいでいいことですか。幾らまで、金銭的な解決を求めているんでしょう、向こうはね。幾らまで譲歩する予定なんですか。これ議会でも明らかにならんかったら、弁護士さんもですよ、勝手に結んで、和解しましたって、それまた議会持ってくるわけでしょ。持ってこないんですか。議会へは諮らないで、そのまま決めてしまうんですか。そんなことできないでしょ、予算つくわけですから。そのときになって、もんでも話になりませんよね。だからある程度の心づもりはしてるでしょ。今までの交渉の延長だったら、絶対調停不調になりますよ。話聞いてて分かります。そんな形でないでしょう。不調になったら裁判でしょ。裁判になっても勝てないですよ、こんなん、内容じゃ。あと時効取得があるんかな。時効10年ですからね、この場合は、悪意ですから、少なくとも善意じゃないですよ。善意で、どっちやったかな、どっちか忘れた。10年か20年、10年じゃないんか、20年や。20年で取得ですから、時効にもなってない。10年で時効取得できるかどうか、あやふやな問題ですよ。今の経緯が、議会で議決されてて、そして、そういう手続踏まれてたら、もしかしたら10年かも分からない。そんな段階でしょ。もっとちゃんと説明しないと。こんなんじゃ審議になりませんよ。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長 (美野勝男) 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長 (米田和弘) それでは、埴谷議員の御質疑にお答えしたいと思います。

何点か御質疑を受けましたが、なかなかちょっと分からない部分がありますので、お答えできかねる部分もあろうかと思えます。持分、当然この方につきましては、大浴一續さんの相続人の方というのは10人いらっしゃったようです。その中で、それぞれの持分はあろうかと思えますけれども、その昇氏が、私に、自分自身に登記をするというような確約書を出していただいていた事実は確認しております。

当時、昭和61年に条例の提出を受け、町道の認定の提出がありました。負担付の議決というような形の資料を残っておりませんので、そういった議決はされてないと考えております。書類につきましても、書類のほうも確認してございますが、目ぼしい資料というのはちょっと確認できておりません。公有財産の整備ということで、町道線の認定という議決の昭和61年当時の資料のみであります。この案件につきまして、調停を申立てを行い、相手と協議が整って和解ということになろうかと思えますけれども、そう

いう和解ということになった場合には、当然、議会のほうへ諮らせていただく予定としてございます。そういったあたりで答弁とさせていただきます。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 要するに、勝手に人の土地をこちらで直した。こういうことでしょ、早い話。権利関係は全く明らかでないのにやってしまった。10人だったら10分の1でしょ。お母さんいらっしゃったら20分の1、そんなあんた、その人から寄附を受けた。話にならんでしょうがそんな。寄附の申出を受けたって、寄附は受けてないわ、申出だけやね。例えば10人だったら10分の1の登記したんですか。10分の1の寄附を受けたんですか、違うでしょ。寄附の行為ができてない。完成してないやない。何にもできてないよ。議会にも諮ってない。議事録も残ってない。書類もありません。勝手に人の土地を町道に認定するのは構いませんよ。しかしこうやって道を触ってしまったら、改造してしまったら、そら人の土地を勝手にやったってことになるでしょ。そして、もう一つ聞き忘れました。物件目録のこの一番下の347番の13って、これ何です。これは中に出てこないでしょ。この話の中に出てくるんですか、これは。町長さんちょっとね、責任ある答弁しないと、こんなんでも調停したって、始まりませんよ。調停員かて、こんなんあほらしいて、やっとなんか言われますよ。こんなん調停不調になるのは当たり前でしょうが。よっぽどの条件出さないと、向こうの要求をのんで、そうしてそれにふさわしいものでなかったら、ふさわしいって、向こうの要求のとおりとまでにはいかないまでも、それに近いものでなかったら、向こうはのまないわけでしょ。そういう今までの話し合いの経緯なんですよ。間に地元の人を立てるわけでもなく、議員さんに相談するわけでもなくやってこられたわけでしょ。そんな中で弁護士さんに調停といたって、そんな見込みのある調停なんかならんでしょうが。後で、50万円の審議しますけど、今、50万の審議したらまたおかしいですけども、見通しはあるんですか、そしたら。見通しがあるのかっていうのと、それから、番地、347番地の13というのと、それから、記録が何もなかったら、そんなんで調停してどないするんですか、後の裁判になったらどないするんですか。それお願いします。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 私からお答えをさせていただきます。

当時、平成19年の当時に、昇さんというのは、相続権者の一人には過ぎない。そのとおりです。その方がそこでいろいろいらっしゃるということで、その方から寄附の申出を受けました。最終的に登記はしますって、確約書なんですけど、それで手続はオーケーかと言われたら、そうではないというふうに思います。基本的に、町道とかいろんなことを工事するに当たっては、買収のときもありますし、寄附のときもありますが、特に寄附の場合には、きちんとした形で申出もらって、その上で所有権登記をして、所有権が町になってから現場の工事に着工するというのは当然のことです。

現在は、当然そういう形でやっていますが、平成19年当時については、所有権登記が移転登記が、これは推測ですが、既にお父さんが亡くなって、平成10年に亡くなって、まず相続登記をした上でということ、非常に時間もかかるということもあったかも分かりませんが、相続権者の一人である昇さんとしか話をしてなかって、その方からいただいた寄附の申出でもって物事を進めてきたというのは、今から考えれば、手続的には全く不備であったと、これはもうそのとおりであります。現在、そういう形に至ってるんですが、今の状況の中で、図面も見ていただきまして、この図面も見ていただいたと思います。これは、先ほどの全協で出した写真と図面であります、この黄色いところが寄附の申出をいただいて、工事をしたブロック積みのところでありまして、左の写真の下が、この工事の状況のブロック積みでありまして、このブロックを全部撤去せよという相手からの申出、町からは、完成もさせていただいて、こちらとすれば最大限の適正な価格という価格を提示させていただいておりますが、それでは駄目だと、撤去せよというふうな相手からの要求でありました。その要求に対して、撤去ができるかっていうことであって、全く町道として住民の方が全く使われてないところであれば、要求に応じて、取ってしまってもそれはいいかも知れませんが、皆さんが使ってられるところでありまして、このブロックを撤去すれば、この町道はもう通れません。そういうことにはできないということで、これは今の段階で町としたら、どういう形で進めていったらいいのかなということ判断したわけです。当然、議員言われるように、裁判になるかも知れませんが、その前段として、調停を申立てたいと思います。そのときに、相手方から和解の条件が出れば、それはそれで和解に当たっても、当然、議会の議決が要るものでありますので、それは、ここで諮らせていただくということになります。調停で和解がならなければ、裁判になっていけば、そこで裁判、司法のほう

で判断していただければ、例えば、町、私らが思ってる金額以上の金額をそこで提示されても、それは、この道を残していくためにはやむを得ないのではないかなと、そういう思いで今おります。ということで、町とすれば、この道を住民の方が通れない道に戻すことはできないという判断の中で、この調停の申立てを今考えているところでありますので、我々とすれば、当時、平成19年の手続は、これは全く不備であったということは、それは十分認識しているところでありますので、その道を残さなければいけないというその観点に立って、今進めておりますので、その点は理解いただきたいとこのように思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） それでは、埴谷議員の御質疑のうちで、この347の13って何かなということの御質疑があったかと思えます。これにつきましては、令和元年7月に国道370号の改良工事に伴う用地取得のために、和歌山県が347の1を取得するために分筆して、大角三尾川大橋の用地を買収したときに、347の1、347の12、347の13と分かれまして、347の12を和歌山県が取得いたしました。そのため、347の13というのは、347の続きにあったような土地になろうかと思えます。前畑線につきましては、平成18年9月6日に三尾川地区より陳情を受けて、登記はできておらないという現在の基準に考えれば、お粗末な措置をしておるとは思いますが、この調停につきましては、弁護士と相談をしながら、とりあえず調停の申立てを行って、第三者の御意向を聞いて、和解に導いていく方向ということで、アドバイスをいただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） これ予算50万ついてるからね、ここで言わなかったら、またそのときで言うのはおかしいので言いますが、ああそうかやっぱおかしいな。別やねこれ。裁判手続の50万まあええとして。

今の話だと、県の買収は元年7月1日にあったんですか。そういうことを今、おっしゃったよね。取得やからね。このときに、この地権者の方は、町に対して、このときに異議があったわけですか。それから令和5年までずっと放つといたんかな。

○議長（美野勝男） 休憩します。

休 憩

(午前10時29分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時37分)

○議長（美野勝男） 6番、埴谷議員。質疑続行あればお願いします。

○6番（埴谷高夫） もう、諦めました。

○議長（美野勝男） 次に行きます。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第5号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第10号）

○議長（美野勝男） 日程第8、議案第6号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第10号）について議題とします。

説明を求めます。

坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長（坂 詳吾） それでは、議案書の30ページをお開きください。

議案第6号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第10号）。

令和5年度紀美野町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,291万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,772万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月5日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明をさせていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金4,241万3,000円の増額補正で、住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業と、低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金給付事業に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で50万円の増額補正でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の4ページをお開きください。

3款民生費、1項15目住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費3,576万円の増額補正で、物価高騰による影響が特に大きい世帯に対する支援を行うため、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯当たり10万円を給付する事業に係る経費として、3節職員手当等で超過勤務手当30万円、10節需用費で消耗品費10万円、11節役務費で郵便料10万1,000円及び口座振込手数料3万9,000円、12節委託料で電算システム改修委託料として22万円、18節負担金、補助及び交付金で臨時特別給付金として3,500万円をそれぞれ計上してございます。

2項10目低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金給付事業費665万3,000円の増額補正で、物価高騰による経済支援策として、令和5年度住民税均等割のみ

課税世帯及び非課税世帯で18歳以下のお子さんを扶養している世帯に対して、子ども1人当たり5万円の追加給付を行うものでございます。この事業に係る経費として、3節職員手当等で超過勤務手当30万円、10節需用費で消耗品費10万円、11節役務費で郵便料2万4,000円及び口座振込手数料9,000円、12節委託料で電算システム改修委託料として22万円、18節負担金、補助及び交付金で、臨時特別給付金として600万円をそれぞれ計上してございます。

5ページにわたりまして、7款土木費、1項1目土木総務費50万円の増額補正で、町道前畑線に係る調停の申立ての代理人を弁護士に依頼する費用として、弁護士委託料を計上してございます。

恐れ入りますが、議案書の33ページに戻っていただきたいと存じます。

第2表繰越明許費補正でございます。

追加する事業は、3款民生費、1項社会福祉費、事業名は住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業で、事業費は3,535万8,000円。

2項児童福祉費、事業名は低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金給付事業で、事業費は630万6,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第6号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算(第10号)の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長(美野勝男) これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 今回、これは3款1項15目の7万円と10万円の交付でございますけれども、今まで何件かそういうふうな交付事業というのがあったというふうに思いますけれども、幾つでそれぞれ幾らでしたか、それちょっと教えていただきたいと思います。

それから、その下の弁護士費用の50万円で、先ほどもお話ありましたが、先ほどの話の中で、このままでいけば、あの道を通れなくなるというふうにお話になったかのように聞いたのですけれども、もともとあそこには狭いながら出ていく道はあったんですよね。この弁護士の調停がうまくいかんかった場合、そこだけは残るとことになるんですよね、その辺確認しときたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦) それでは、美濃良和議員の1つ目の御質疑にお答えしたいと思います。

住民税非課税世帯に対して、今年の夏に3万円給付をして、12月補正で7万円、住民税非課税世帯に対して、追加の7万円給付をして、合計10万円の給付を現在しているところです。

今回、新たに住民税均等割、それから子育て世帯へ追加の5万円を給付するものでございます。

以上でございます。

今年の夏という回答だったんですが、去年、令和5年の夏に3万円給付して、今回、現在、7万円の追加給付をしているところでございます。すみません。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長 (美野勝男) 建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長 (米田和弘) 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

昭和61年9月7日に町道認定を行った際に、拡幅前の道路として町道前畑線が認定されております。幅員は1.5メートル程度かとは思いますが、その部分については、道路法による町道という認識でございます。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

そうすると、今回7万と昨年3万円、合計10万ということですね。それと5,000円というのあったかというふうに思うんですが、これクーポン券でしたかね、いろんな種類があったかというふうに思うんですが、今までどれぐらいその辺は今回の10万以外にあったのかも聞かせたいと思います。

それから、今、建設課長さんの答弁があったように、町道認定がかなり紀美野町で、旧美里町で拾い上げていったというふうに記憶があるんですが、ですから、先ほどの説明で、ブロック積みをして、町側としたら上にある倉庫ですか、小屋が落ち

てくる心配があるから、ブロック積みをしたと、それを取れというふうに今言われてるんですよね。ではないんですか。この辺の関係ですね、先ほどからお話を聞いてるんですけど、そういうことじゃなくて、少なくとも1.5メートルは残ると。かろうじて人が通るだけのことは、道路の両面が大浴氏の土地になってるので、どちらにも広げることとはできないと、こういうふうなことでよろしいでしょうかね。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、再質疑にお答えします。

住民税非課税世帯に対しては、コロナ禍の影響によるもので、令和3年度に10万円、令和4年度にも10万円、4年度には追加で5万円の給付を非課税の方にしましたが、令和5年度も令和5年の夏、それから今給付してる7万円で10万円の給付ということで、非課税の方については、そのようにそれぞれの年度で、給付をしてきたところなんですけれども、今回、補正で上げさせていただくのは、非課税ではなくて、それでも低所得の均等割のみ課税されてる方について、給付するという事業でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

この町道前畑線につきましては、畦側、根際側両方とも現所有者の土地となっております。撤去を求められている部分につきましては、町道の川側、畦側ですね、その延長について、撤去を求められていると考えてございます。倉庫下の石積みにつきましては、それを取れば倉庫が崩れてしまうので、それは恐らく相手方は要望してないとは考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） では、補正予算説明資料のほうの2ページ、歳出として、住民税均等割のみ課税世帯に対するもの及び低所得者の子育て世帯に対するもの、それぞれ350世帯、80世帯ということであるわけですが、案内通知用のものと、支給決定通知用のものと郵便料金がかかってくるわけでありまして、これは、当該者に対する案内をして、その案内を受けて申請をしていただいて、その申請を受けて最終決定を

下して通知をすると、そういう過程の中で、こういう費用がかかっているという理解でよろしゅうございますか。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長 (美野勝男) 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦) それでは、桐山議員の御質疑にお答えしたいと思います。

案内通知に関しては、非課税世帯の方については、口座情報はこちらで以前から情報があるので分かるんですけども、均等割の方については、口座情報であるとか、この給付を受けたいか、受けたくないかという意味確認のために、均等割の情報については、税務課から情報は来るんですけども、その方について、その口座情報であったり、その確認事項のために案内を送って、その回答をもって交付決定をするという手続になりますので、このような郵便料が発生するところでございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長 (美野勝男) 3番、桐山尚己議員。

○3番 (桐山尚己) 交付を受けたくない方がいらっしゃるとすれば、それはそれで仕方がないことだというふうには思うわけですが、こういう形で予算計上をする以上は、やはり100%執行するということを前提に物事を進めていくべきだというふうに思っております。それが確実に該当者のもとに届けられて、しっかりと意思確認ができるような形、こういう形でただ単に通知をするだけではなくて、広報の問題もあると思うんですけども、しっかりと自分は該当するんだなということが、該当者に伝わるような、仕組みといたしますか、工夫といたしますか、そういったことは何か考えていらっしゃいますか。

○議長 (美野勝男) 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長 (森谷善彦) 質疑にお答えしたいと思います。

住民税非課税世帯の方もそうなんですけれども、案内して回答がない方については、電話で再度案内をさせていただいたり、必要に応じて文書で送らせていただいたりということはさせていただいておりますので、今回も同じような形で、未申請の方については、そのような形で御連絡させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 同じ内容で申し訳ない。弁護士料の50万ですけれども、一つだけ確認だけしときます。

顧問弁護士さんですよ、この人ね、調停で不調になったらどないなるか、不調になったらどないなるかの話を今しても仕方ないんですけど、もし不調になった場合でもこの50万はそのまま、この手数料として支払ってしまうのか、それとも不調になった場合は、裁判のほうへ着手金として、手つけですね、回してもらえるのかどうか、その点だけ確認しときます。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

（建設課長 米田和弘 登壇）

○建設課長（米田和弘） それでは、埴谷議員の御質疑にお答えいたします。

この弁護士費用、着手金等々につきましては、まだ分からない部分があります。ただ、調停の費用につきましては、もし万一裁判になったとしても、その費用につきましては、訴訟、裁判のほうに転用されるとは何ってございます。

今後、こういった形で進んでいくのかっていうあたりは、なかなか難しいところがあるかと思えます。ただ、町としては、できる措置を粛々と進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思えます。

以上です。

（建設課長 米田和弘 降壇）

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ごめんなさい。今のちょっとよく分からなかった。不調になった場合は、この調停不調になった場合は、一部、調停で50万も要りませんからね、私そんな話聞いたことないです。私も調停何回もしてますから、分かってるつもりですけども、こんな額は弁護士さんに払ったことはないです。ある程度、不調になったら回してもらえる、着手金に回してもらえるということなので、もう1回、おっしゃってることがよく分からなかった。回してもらえるということをお約束してるのか弁護士さん

と、その点だけでも1回確認しておきます。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 埴谷議員の御質疑にお答えいたします。

まだ現時点では、回してもらえとか、そういった話にはなってございません。調停につきましては、調停の費用というのはまあ恐らく数万円になってこようかと思えます。

ただ、相手方と交渉を進めるに当たって、そういった部分の委託料として、50万円の計上、それが果たして50万円いるかどうかというのは、ちょっとまだ分からないところはあります。顧問弁護士の当該と十分相談しまして、粛々と法律にのっとり進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） よく分からない。前もって弁護士さんにどれぐらい要りますかという話はもうなされたんでしょ。なされた上で50万円上げてきてるのでしょ。違うんですか。

50万って私言いましたように、高いですよ、この調停で50万だったらね。それはちゃんと話しとかなないと、これで50万で、追加で調停が長引いたら、調停って長引くことはないですけども、2回ぐらいで終わるんでしょ。終わらなかったときに、50万円どないするんですかって話をしとかなないと、これで調停で要るんですよって、調停の費用として50万もらっておきますよと。50万かどうか分かりません。まだ予算ですからね。分かりませんけれども、そんな話を詰めとかなないと、調停の費用幾らいるんですか。予算意味ないでしょ。50万円も上げなくていいんだったら、50万も要らないんですから。20万で済むんだったら20万でいいわけでしょ、予算も。その話はできてないんですか、今の話では。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えいたします。

議員おっしゃられてるのはよく分かっております。50万円というのは、今回の調停に係る部分も含めて、この調停の申立てを議案で上げるということは、この次に、裁判ということもあるという前提で今、上げております。

予算を上げてるといというのは、もちろん調停も含めて、その先の裁判の着手金も当然含

んだものということであります。ですから、裁判になれば、当然、具体的に費用が発生するかも分かりませんが、なったときの着手金も含めて、この50万円ということでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第6号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（美野勝男） 日程第9、閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉 会

○議長（美野勝男） 会議を閉じます。

令和6年第2回紀美野町議会臨時会を閉会します。

(午前 11時5分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月5日

議 長 美 野 勝 男

議 員 中 原 和 也

議 員 桐 山 尚 己